



労基署便り

令和6年度 No.7
大河原労働基準監督署



令和6年1月～9月労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6（速報）	前年比	R5	R6（速報）	前年比
製造業 計	21	29	8	281 (3)	298	17(-3)
食料品製造業	12	7	-5	141	129	-12
機械金属製造業	7	13	6	74 (2)	88	14(-2)
建設業 計	19	14	-5	205 (4)	187	-18(-4)
土木工事業	8	7	-1	60	55	-5
建築工事業	10	5	-5	110 (2)	97	-13(-2)
その他の建設	1	2	1	35 (2)	35	±0(-2)
運輸交通業 計	4	10	6	246 (1)	234 (1)	-12(±0)
陸上貨物運送業	2	9	7	218 (2)	221 (1)	3(-1)
商業	20	17	-3	302 (2)	276	-26(-2)
社会福祉施設	7	5	-2	161	152	-9
全産業	106	106	±0	1685 (14)	1583 (9)	-102(-5)

1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。/ 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。/ 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

11月1日～11月30日

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、以下の概要にある取組を行います。

過労死等防止対策推進シンポジウム 宮城会場

- 日時 令和6年11月5日(火) 16時～18時(受付 15時30分から)
- 場所 せんだいメディアテーク7階(仙台市青葉区春日町2-1)
- 申込方法 事前申し込みになりますのでこちらのQRコードからご確認願います
- 内容等・基調講演 今野晴貴氏(NPO 法人 POSSE 代表)
「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」
・遺族からの声

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」として、この間の厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を全国展開し、国民の関心と理解を深めるための取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

知ってほしいこと

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間労働は、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。長時間労働は、労働者の健康を損ない、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。

健康に与える影響

長時間労働は、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。長時間労働は、労働者の健康を損ない、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。

健康に与える影響

長時間労働は、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。長時間労働は、労働者の健康を損ない、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。

健康に与える影響

長時間労働は、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。長時間労働は、労働者の健康を損ない、労働者の安全にも悪影響を及ぼす可能性があります。

過重労働による健康障害を防止するために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

時間外・休日労働時間を削減しましょう。

2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

年次有給休暇の取得を促進しましょう。

3 労働時間等の設定を改定しましょう。

労働時間等の設定を改定しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

過労死等防止への積極的な
取組をお願いします。



- 1 労使の主体的な取組を促します
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- 3 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します
- 4 過重労働相談受付集中期間に「過重労働解消相談ダイヤル」等を実施します
過重労働解消相談ダイヤル(無料)

実施日時 令和6年 11月2日(土) 9時～17時
電話番号 0120-794-713

- 5 キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します
- 6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。